

① 土地利用・市街地整備方針

○各駅周辺の住民等によるまちづくりの動向を捉え、必要に応じて隣接区や関係機関との調整を図りながら都市開発諸制度*を活用した土地利用などの検討を進めます。

(6) エリアマネジメント*によるまちの活性化

○町会、自治会、商店会をはじめ、まちづくり団体、NPO*等の多様な地域の関係者との意見交換や情報共有を行う場の設置のほか、地域主体によるエリアマネジメントやまちづくりのルールづくり、公共空間の効果的な利活用等の取組を積極的に支援します。

(7) 誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくり

○駅周辺の拠点や商店街の環境整備などに当たっては、地域の特性を踏まえつつ、道路空間等を有効に活用して車中心から人中心の空間へと転換し、誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくりを推進します。



○誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくりを進めるに当たっては、誰もが健康に外出したり、まちをストレスなく移動できるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき安全・安心な空間づくりを行います。

歩きたくなるまちづくり
【ウォーカーポータルサイト（国土交通省）】

3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

(1) 総合的な住宅施策の推進

○誰もが安全・安心に暮らせる住宅市街地の形成を基本に総合的な住宅施策を推進します。
(総合的な住宅施策の例)

- ・多様なライフステージに対応できる住宅の供給
- ・既存の住宅ストック*の有効活用
- ・環境に配慮した住宅づくり
- ・公営住宅及び民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの充実 等

(2) 良好な住宅ストック*の形成

○老朽化した団地の建替えにあわせて、良質な住宅ストックの形成やみどりのオープンスペース*の確保、周辺の基盤整備などにより地域の生活環境の向上を図ります。

○老朽化した住宅・木造アパートや分譲マンションの建替えなどについて、適切な情報提供や助言を行うとともに、国や都の施策などと連携しながら、老朽化した住宅等の建替えなど再生の円滑な推進を図ります。

○地域の生活環境改善や安全・安心の向上のため、増加傾向にある空家等について実態把握を進めるとともに、総合的な空家等対策を推進します。

(空家等対策の例)

- ・発生抑制
- ・適正な管理
- ・利活用の促進
- ・管理不全な空家等への対応 等

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

(1) 人にやさしい道づくり

- 従来の通行の機能に加え、にぎわい空間の創出、安全・安心、新たなモビリティ通行への対応など、道路の特性に応じたひと中心の道づくりを進めます。
- 限られた道路空間を柔軟に使い分けるには、これまでの「つくる目線」の進め方ではなく、「つかう目線」を意識した道路整備を行います。

道路の種類	歩行者優先の道づくりの取組
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の無い歩道を整備します（歩道のバリアフリー*化）。 ・自転車通行帯等を整備し、歩行者と自転車を分断します。 ・電線類を地中化し無電柱化します。 ・街路樹の植栽など歩道部分の積極的な緑化に努め、「みどりの軸」として形成を図ります。
主要生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、原則として歩道を整備します。 ・事故が多く安全対策の必要性が高い道路を「安全対策路線」に指定します。 ・道路状況等を踏まえ、一方通行等の交通規制や違法駐車を取り締まり徹底等の交通安全対策を警察に対して働きかけます。
商店街等の買い物道路	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等と協力して、安全で快適に買い物できる空間の整備を進めます。 ・路上障害物対策の強化、歩行者空間の拡幅、自動車通行の時間規制や路面のカラー舗装化などを進めます。
通学路	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に通行できるように、歩行者空間を確保します。 ・道路状況等を踏まえ、一方通行等の交通規制や自動車の減速措置等の交通安全対策を警察に対して働きかけます。
公共・公益施設や民間大規模建築物の外周	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に利用できるように、門や塀のセットバック、敷地内における歩道状空地やポケット広場等の整備を誘導します。

(2) 歩行者空間の整備

- 道路基盤等の整備と連携して、段差の無い歩道の整備や自転車通行帯の整備による歩行者との分離、無電柱化、街路樹・植樹帯等グリーンインフラ*の活用など、誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなる歩行者空間の整備を図ります。
- 善福寺川・神田川沿いは、周辺の公園や区民施設などと一体となった遊歩道として地域のシンボルとなる歩行系の空間軸を形成します。
- 「科学と自然の散歩道」のように、みどりの拠点や生活拠点を結ぶ、質の高い歩行者空間の整備を進めます。
- 公共溝渠を活用した遊歩道などを有効に生かして、将来にわたり歩行者が安全で快適に通行できる空間を確保します。
- 歩行者空間の整備においては、健康増進に寄与し、区内を楽しくわかりやすく回遊することができる歩行者空間の創出に向け、案内・サインやベンチの設置など、散策環境の充実を図ります。

具体的な方向性

1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザイン*のまちづくり

- 「誰でも、気軽に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを総合的に推進します。
- 「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、子供や若者を含め、地域を超えて生涯を通じた健康づくりを進めるため、誰もが健康に外出したり、まちをストレスなく移動することができるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(2) 誰もが移動しやすいまちづくりの推進

① 公共交通のバリアフリー*化

- 区内の鉄道駅について、誰もが安全に安心して利用することができるよう、ホームドア*などの設置による安全性の確保を鉄道事業者に働きかけます。
- 京王井の頭線久我山駅及びJR中央線各駅における鉄道事業者によるホームドア設置を支援します。
- 鉄道駅の周辺について、駅前広場機能の整備や段差の解消などにより、高齢者や障害者、車いす使用者、ベビーカー利用者など誰もが移動しやすい環境の向上を図ります。

ホームドア設置例
(京王井の頭線渋谷駅)

- バス交通について、バス事業者や関係機関の協力により、待合環境の向上を図ります。

② 道路・公園等のバリアフリー化

- 既に歩道のある道路については、整備の機会を捉えて段差の解消などを図ります。
- 歩道のない道路では、歩道の設置を基本とした主要生活道路の整備を進めることで、歩行者空間の安全性・快適性の向上を図ります。
- 公園のトイレ、駐車場など公園施設のバリアフリー化を進めます。

(3) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

① 建物のバリアフリー化

- 既存の区立施設について、利用目的など施設の特性に応じて、バリアフリー化を進めます。
- バリアフリー化が必要な既存の民間建築物について、適切な支援などにより、バリアフリー化を誘導します。
- 区営住宅については、高齢者となっても安心して暮らしていけるユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー住宅の整備に取り組みます。
- 戸建ての民間住宅については、住み慣れた自宅で自立して暮らすため、既存住宅のバリアフリー化に必要な支援に取り組みます。

スロープ設置例
(中央図書館)

具体的な方向性

1 公共緑地空間の整備の推進

(1) 地域特性を生かした区立公園等の整備

- 区立公園は、子供から高齢者まで多様な世代の利用を踏まえた日常野外活動や健康づくり等の場として、また、災害時に活用できるオープンスペース*として公園の種別に応じた配置を図ります。
- 地域の歴史や文化を継承する場所において、特色ある公園の整備を進めます。
- 敷地面積が2,500㎡以上ある公園は、地域の核となる公園として広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設を整備します。
- 敷地面積が2,500㎡未満の公園は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用するとともに、ボランティア活動の場となることから、区民の憩いの場となる身近な公園として整備します。
- 公園用地の確保が困難な駅周辺等の地域において、立体都市公園制度*の活用を検討します。
- 新たに環境教育の場にもなるような普及啓発型の生き物の生息場所を整備します。
- 公園の施設改修においては、多様な世代の利用ニーズに応えるとともに、施設の安全性や長寿命化、バリアフリー*化などに努め、あわせて乳幼児も利用できる遊具等の設置を進めます。
- 公園の新設や改修等の機会を捉え、障害のある子どもが利用しやすい遊具等の設置について検討していきます。
- 遊具やトイレの公園施設の長寿命化を進め、維持管理経費の縮減・平準化を図ります。



下高井戸おおぞら公園



複合遊具

(車いすのまま頂上まで登ることができる)
【だれもが遊べる児童遊具広場整備(東京都)】

(2) 都立公園・緑地の整備促進

- 区を代表するみどりの拠点である和田堀公園や善福寺川緑地、善福寺公園、高井戸公園の整備を促進します。

5 みどりと水のネットワークの形成

(1) みどりの基本計画

- 公園整備、屋敷林や農地などの保全、みどりのベルト*づくり、緑化助成*制度などの施策を総合的、計画的に進め、みどりの保全・創出を推進し、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- みどりの実態調査を実施し、区内のみどりの実態を把握した上で、グリーンインフラ*の考えを活用した「杉並区みどりの基本計画」を改定します。

(2) みどりの拠点の形成

- 「みどりの拠点」となる公園周辺について、区民がゆとりとうるおいを享受できる拠点として、またみどりに囲まれた中でレクリエーションやスポーツに親しむ憩いの空間等として、豊かなみどりや水を生かしたネットワークの核の形成を図ります。

(みどりの拠点)

都立公園	・和田堀公園・善福寺川緑地周辺 ・善福寺公園周辺 ・高井戸公園周辺
区立公園	・柏の宮公園・塚山公園周辺 ・下高井戸おおぞら公園周辺

(3) みどりと水の空間軸づくり

- みどりのベルトづくり事業を推進することで、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。
- 善福寺川及び神田川一帯は、「みどりと水の空間軸」と位置付け、河川空間や河川沿いの公園を中心とした奥行きがあり、質の高いみどりの帯の形成を進めます。
- 河川沿いの都市計画公園・緑地の整備を進めるとともに、新たな河川沿いの公園・緑地の確保に努めます。
- 高井戸公園や幹線道路の整備、景観計画に基づく施策などと連携しながら玉川上水緑地と周辺の整備を進め、まとまったみどりが連続する快適な散策空間の創出を図ります。
- 妙正寺川、旧井草川、旧桃園川、玉川上水を「みどりと水のプロムナード軸」として位置付け、安全で快適なみどりのプロムナードの形成を図ります。
- 幹線道路について、国や都とともに歩道部分の積極的な緑化に努め、「みどりの軸」として形成を図ります。